

第9期決算公告

平成29年6月3日

東京都文京区小日向四丁目6番15号
株式会社JTBMEDIAリテリング
代表取締役社長 大谷 美文

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,735,265,912	流動負債	11,043,881,300
現金及び預金	538,324,587	営業未払金	2,819,442,596
営業未収金	1,506,427,724	リース債務	508,050
営業前払金	1,689,311,491	未払金	116,636,849
前払金	72,568,963	未払費用	223,000,704
前払費用	65,246,124	未払法人税等	31,995,300
繰延税金資産	77,989,486	営業前受金	7,814,914,091
未収収益	8,599,973	預り金	37,383,710
短期貸付金	3,715,990,171		
未収消費税等	59,686,855	固定負債	87,329,694
その他	1,120,538	退職給付引当金	60,039,694
		役員退職慰労引当金	27,290,000
固定資産	5,476,325,103		
有形固定資産	146,437,646	負債合計	11,131,210,994
建物附属設備	53,470,833		
機械装置	11,626,776	純資産の部	
器具備品	80,831,987	株主資本	2,080,380,021
リース資産	508,050	資本金	200,000,000
無形固定資産	107,487,556	資本剰余金	100,000,000
ソフトウェア	107,232,706	資本準備金	100,000,000
電話加入権	254,850	利益剰余金	1,780,380,021
投資その他の資産	5,222,399,901	利益準備金	9,180,000
投資有価証券	9,833,200	その他利益剰余金	1,771,200,021
長期貸付金	5,000,000,000	繰越利益剰余金	1,771,200,021
差入保証金	184,604,826	(うち当期純利益)	(213,301,110)
長期前払費用	1,178,418		
繰延税金資産	26,783,457	純資産合計	2,080,380,021
資産合計	13,211,591,015	負債・純資産合計	13,211,591,015

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を適用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・定率法を適用しております。

(リース資産以外)

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

(2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法を適用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法を適用しております。

(3) リース資産・・・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金・・・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理・・・・・・・・税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度・・・・・・・・連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当事業年度の期首から適用しております。